

# 「土地連セミナー2026」報告書

2026年(令和8年)3月

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

## 目次

「土地連セミナー 2026」の開催について .....	1
<b>● 会長挨拶</b>	
一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会 会長 照屋 清秀 (てるや せいしゅう) .....	2
<b>● 基調講演</b>	
「駐留軍用地跡地利用の推進に向けて」 内閣府沖縄総合事務局長 小八木 大成 (こやぎ だいせい) .....	3
<b>● 特別講演</b>	
「普天間飛行場跡地利用計画に関する取組状況について」 宜野湾市長 佐喜真 淳 (さきま あつし) .....	13

## 「土地連セミナー 2026」の開催について

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会(以下、土地連)では、跡地利用をめぐる今後の取組に対する機運を高め、今後の課題の整理や検討に資することを目的に、本会の政策提言活動の一環で、駐留軍用地の跡地利用に関するセミナーを実施しており、令和8年2月19日(木)、「沖縄市民小劇場 あしびなー」(沖縄市)にて、国、県、市町村、地主会関係者、一般の方々の出席の下、開催しました。

第12回目となる今回のセミナーでは、基調講演「駐留軍用地跡地利用の推進に向けて」というテーマで、内閣府沖縄総合事務局長の小八木大成氏から、沖縄県における米軍施設・区域の概況や統合計画、跡地利用特措法の概要、内閣府沖縄総合事務局長の跡地利用への取り組みなどについて、続く特別講演では、「普天間飛行場跡地利用計画に関する取組状況について」というテーマで、宜野湾市長の佐喜眞淳氏より、普天間飛行場の跡地利用計画の概要や宜野湾市の取組状況のほか、西普天間住宅地区跡地の跡地利用などについて講演いただきました。

本報告書は、統合計画をめぐる課題や今後の跡地利用の方向性等について、軍用地等に係る諸問題の解決材料となるよう、当日の報告・講演を記録として取りまとめ、編集したものです。

(文責:土地連事務局)



写真左から、金城敦副会長、佐喜眞淳氏(宜野湾市長)、照屋清秀会長、小八木大成氏(沖縄総合事務局長)、伊藝卓省副会長

## 会長挨拶



一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

### 会長 照屋清秀氏

本日はご多忙中のところ、会員、関係地主をはじめ、多数の皆様、「土地連セミナー」にご参加頂き、誠にありがとうございます。

本セミナーは、本会の「地域社会の健全な発展に向けた返還及び跡地利用の促進に関する事業」の一環で、地権者をはじめ関係者に向けて跡地利用に関する情報発信等を行い、理解を深めていただくことを目的に開催しており、今回で12回目を迎えます。

これまでの「土地連セミナー」では、跡地利用をはじめとした沖縄全体の情勢や沖縄振興、返還跡地に係る法律、制度のほか、軍用地と返還跡地をめぐる状況、米国の国防施策等について取り上げてきました。

今回のセミナーでは、基調講演「駐留軍用地跡地利用の推進に向けて」というテーマで、内閣府沖縄総合事務局長の小八木大成氏より、沖縄県における米軍施設・区域の概況や統合計画、跡地利用特措法の概要、内閣府沖縄総合事務局長の跡地利用への取り組みなどについてご講演いただきます。

また、特別講演では、「普天間飛行場跡地利用計画に関する取組状況について」というテーマで、宜野湾市長の佐喜眞淳氏より、普天間飛行場の跡地利用計画に係る取組状況などについてご講演いただきます。

本日のセミナーが、将来、返還後の土地を有効的に活用することに繋がり、軍用地等に係る諸問題の解決や跡地利用の推進に向けた一助となれば幸いです。

最後に、今後とも皆さまの本会に対するご支援、ご協力を賜りますことを祈念して、会長あいさつといたします。本日は、誠にありがとうございます。

## 基調講演 「駐留軍用地跡地利用の推進に向けて」



内閣府沖縄総合事務局長

小八木 大成 氏

皆様、こんにちは。内閣府沖縄総合事務局長の小八木と申します。

今回、沖縄県軍用地等地主会連合会の皆様からこのような機会を与えていただき、誠に光栄に存じております。また、日頃、内閣府沖縄総合事務局の取り組みにご理解、ご協力をいただいておりますことこの場をお借りして感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

本日の演題は「駐留軍用地跡地利用の推進に向けて」でございますが、講演内容は前半・後半で分かれておりまして、前半の方は跡地利用推進の仕組みについて、後半では市町村支援事業をはじめとした沖縄総合事務局の取り組みについてご説明させていただければと考えております。

### 跡地利用は、地権者の理解・協力が必要不可欠

#### － 沖縄県における米軍施設・区域の概況 －

はじめに、沖縄県における米軍施設・区域の概況についてご説明させていただきます。

県土面積に占める割合(専用施設)	8.1%	-
沖縄本島に占める割合(専用施設)	14.4%	-
全国に占める沖縄県の割合(専用施設)	70.3%	沖縄：184,542km <sup>2</sup> (31施設・区域) 全国：262,624km <sup>2</sup> (76施設・区域)

(出典)  
防衛省：在日米軍施設・区域(専用施設)面積(令和7年1月1日現在)  
沖縄県：沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料)令和7年4月

令和7年1月1日現在、沖縄県には、31施設、18万4,542km<sup>2</sup>もの米軍施設・区域が所在しており、県土面積の約8%、沖縄本島で見れば約14%を占めている状況でございます。国土面積のわずか0.6%にすぎない沖縄県に全国の米軍専用施設・区域の約70%が集中しております。米軍施設・区域はその多くが人口、産業が集積している沖縄本島地域に集中しているため、土地利用上大きな制約があります。このため県民の皆様の生活に様々な影響を与えているということから、従来より基地の整理・統合・縮小のための努力が図られてきているところでございます。

また、沖縄の米軍施設・区域の特徴として、民有地の割合が高いことが挙げられます。令和6年1月1日現在、民有地の占める割合は沖縄県全体で約18%ですが、中部地域においては約76%、南部地域においては約72%を占めております。民有地が多いということは、返還された土地について、地権者の皆様のご理解とご協力をいただきながらその跡地利用を進めていくことが大変重要であるということでございます。

返還される駐留軍用地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間となることから跡地の迅速かつ

効果的な利用を進め、当該地域ひいては沖縄全体の振興に繋げていく必要があると考えております。

続いて、「嘉手納飛行場以南の土地の返還」についてご説明いたします。防衛省が公表された「沖縄統合計画」とは、嘉手納飛行場以南の基地の返還について定められたものであります。このうち、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区は2015年3月31日に返還済みとなっております。51haという非常に広い土地であります。今後、返還される基地跡地利用の先行モデルとして、琉球大学の医学部と病院を移設して、沖縄の医療体制の中核となる医療拠点を整備する計画が10年にわたって進められ、昨年1月に琉球大学病院が開院、4月に医学部が開学いたしました。高度医療・研究機能の拡充を目指し、バイオバンクの整備や生物資源ライブラリの設置、感染症対策、沖縄科学技術大学院大学などの国内外の関係機関と連携した創薬開発などが期待されております。統合計画では、県内で機能移設後に返還される施設、海兵隊の国外移転後に返還される施設があり、人口が集中する区域にある約1,000ha。先ほどご説明したキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の20倍以上の土地が返還されることとなっております。

このように、返還される土地は人口集中地区にあり、大規模なものとなっております。跡地の有効かつ適切な利用は沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であることから、国、沖縄県および跡地関係市町村の密接な連携のもと、跡地利用の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

### 沖縄総合事務局は「ミニ霞が関」

#### － 内閣府本府と地方部局における役割の違い －

続いて、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法、通称、跡地利用特措法について、概要としまして、国が行う施策の中で私ども内閣府において所管する施策について3点ご説明させていただきます。

1点目が「特定駐留軍用地の指定(公共用地の先行取得)」でございます。先ほどご説明しました通り、沖縄県の駐留軍用地の大部分が民有地で、公有地が極めて少ないという特殊性がございます。一方で、返還後の跡地利用を迅速かつ円滑に進めるためには、沖縄県や関係市町村が返還前の早い段階から公共用地の確保に取り組むことが不可欠でございます。こうした事情を踏まえて、跡地利用特措法において駐留軍用地内の土地の先行取得制度が規定されております。先行取得制度を利用するためには条件が二つありまして、1つ目が内閣総理大臣が指定した特定駐留軍用地であること、2つ目が駐留軍用地が所在する市町村や沖縄県が道路や公園などの「特定事業の見通し」を定めていることであり、これらの条件を満たした場合に、沖縄県や市町村が公共用地として土地を先行取得することができ、統合計画における返還予定地のほとんどが、特定駐留軍用地に指定されております。今年度において特定事業の見通しを定めて公表している沖縄市、北谷町、宜野湾市、浦添市および沖縄県が先行取得事業を実施しております。先行取得を行う財源につきましては、令和6年度までは沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金により行われてきましたが、自治体から土地の先行取得に的を絞った新たな支援の枠組みが要望されてきたことも踏まえまして、内閣府においては、令和7年度から、駐留軍用地跡地先行取得事業費を新たに措置し、駐留軍用地の返還を見据えた自治体の取り組みを強力に支援しております。なお、先行取得制度に基づき土地を譲渡した場合、譲渡所得について5,000万円の特別控除が適用されることとなっております。

2点目が「拠点返還地の指定と、国の取組方針の策定」でございます。返還が合意された駐留軍用地のうち、広域的な見地から沖縄の自律的発展の拠点となると認められた区域について、内閣総理大臣は拠点返還地に指定するものとされております。先ほど説明しました西普天間住宅地区につきましては、初めて拠点返還地として指定されております。拠点返還地のうち200ha以上につきましては、国の取組方針として国が実施すべき事項を策定することとされております。また、200ha未満につきましては、駐留軍用地跡地利用推

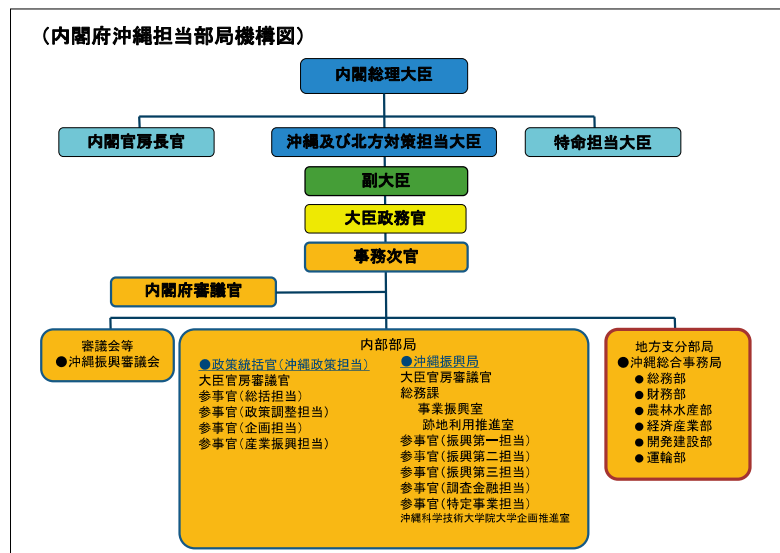
進協議会における協議によって、国の取組方針を策定することができるものとされております。

3点目が「跡地利用推進協議会の設置」でございます。駐留軍用地跡地利用推進協議会は、跡地利用特措法に基づき、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため設置されたものです。沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等で組織されております。

続いて、内閣府沖縄担当部局の仕組みについて説明させていただきます。

内閣総理大臣のもとに、沖縄及び北方対策担当大臣とありますが、この沖縄担当大臣が沖縄振興を担当する大臣でございます。現在は黄川田仁志大臣でございます。内部部局については、内閣府の沖縄振興担当組織として、まず東京に所在する沖縄担当部局が2つあります。1つは政策統括官（沖縄政策担当）、もう1つが沖縄振興局でございます。両者の分担はやや複雑で、実際には細かい違いがあるのですが、ごく簡単に申しますと、政策統括官は沖縄振興予算等の取りまとめなど、いわゆるソフト面の振興・整備、沖縄振興局は主に空港や道路といった、いわゆるハード面に関する振興・整備を行っております。そして、東京の内閣府本府の地方機関として私ども沖縄総合事務局が那覇市おもろまちに所在しており、それぞれの部局で役割を分担し、一体的に取り組んでおります。跡地利用を推進する取り組みでは、内閣府本府の沖縄担当部局が特定駐留軍用地跡地の指定や跡地利用の推進のために市町村等が実施する事業に対する補助等に取り組み、我々、沖縄総合事務局が市町村における跡地利用の検討を支援するためのアドバイザー等の派遣や跡地利用推進に関する理解向上のためのセミナー等といった市町村支援事業に取り組ませていただいております。

沖縄総合事務局の所掌事務についてご説明いたします。沖縄総合事務局は1972年5月15日の本土復帰と同時に、沖縄の振興開発を一元的・効率的に推進するために、旧沖縄開発庁の地方支分部局として設置された組織でございます。2001年1月の省庁再編に伴い、内閣府の地方支分部局として再編され、現在に至っております。ダム、道路、港湾、空港といったインフラの整備、農林水産業の基盤整備等の公共事業を担っている他、財務省、金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省など、内閣府以外の他の省の地方支分部局としての機能も有しております。そうした点で、国の総合出先機関、いわばミニ霞が関のような機関となっており、単なる地方機関に留まらないところが沖縄総合事務局の特色といえるかと思っております。



跡地利用の推進に関しては、国有地の有効活用や道路、公園のインフラ整備など様々な検討が必要となることから、跡地利用に取り組んでいる関係市町村からの相談や照会も多岐にわたります。先ほどご説明した市町村支援事業については、総務部が担当しておりますが、相談等の案件に応じ、国有財産を担当する財務部、インフラ整備を担当する開発建設部などにおいて対応しており、関係部署が連携して対応しているところでございます。

続いて、昨年12月26日に閣議決定された令和8年度の沖縄振興予算案についてご説明させていただきます。沖縄県においては将来の基地返還跡地と、那覇空港との一体的な利用を目指す構想「GW2050 PROJECTS」が経済界を中心に検討が進められております。内閣府においても当該構想の早期実現に向けた取り組みの一環として、基地跡地の先行取得等を引き続き強力に推進するとともに「強い沖縄経済」の実現に向け、各般の産業振興施策を拡充・推進できるよう、必要な予算を計上しております。

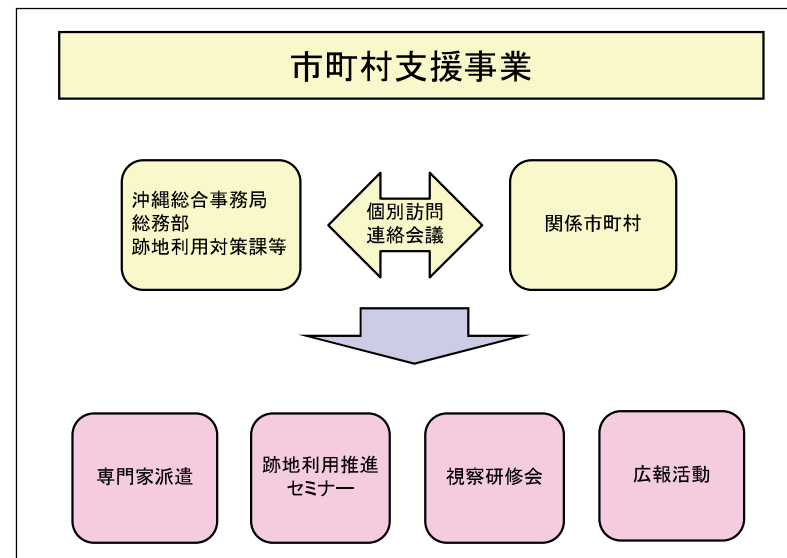
駐留軍用地跡地先行取得事業費では、先行取得に取り組む地方自治体に対する補助として51億円が確保されております。なお、本事業費につきましては、令和7年度補正予算において、20億円が追加措置されております。

駐留軍用地跡地事業推進経費については、駐留軍用地跡地利用推進に向け、地元自治体に対する専門家等の派遣や調査の実施、補助金の交付等を行い、地元自治体の計画策定等の取り組みを支援するもので、予算は5億円が確保されております。

## 市町村のニーズに合わせた支援メニューを提供

— 沖縄総合事務局の「市町村支援事業」について —

次に、沖縄総合事務局の具体的なサポート事業である市町村支援事業についてご説明させていただきます。沖縄総合事務局では跡地利用の推進に取り組む関係市町村に対し、「市町村支援事業」を実施しております。



「個別訪問」では市町村支援事業を担当している総務部職員に加え、国有財産を担当している財務部職員も一緒に関係市町村に赴きまして、支援方法等について意見交換を行っております。「個別訪問」は年2回行っておりまして、沖縄総合事務局の担当職員が関係市町村に赴き、相談に応じております。

「連絡会議」では、関係市町村において、跡地事業の実務に携わっておられる担当者を対象に、担当者間の連携強化を図るとともに、沖縄総合事務局や内閣府本府の支援メニューの紹介の他、支援メニューの活用を具体的に検討しやすいように支援メニューを活用した関係市町村の担当職員からのご報告もいただいております。

これらを通じて、関係市町村のニーズに合わせた支援メニュー「専門家派遣」「跡地利用推進セミナー」「視察研修会」「広報活動」へ繋げております。

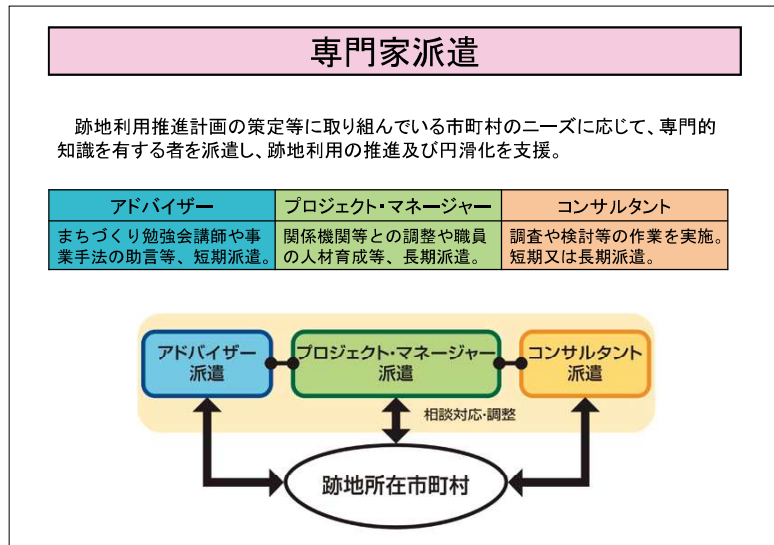
## 市町村の状況やニーズに合わせた専門家を派遣

### － 支援メニュー「専門家派遣」について －

ここから支援メニューの詳細についてご説明させていただきます。

初めに「専門家派遣」です。跡地利用推進計画の策定等に取り組んでいる市町村のニーズに応じて、専門的知見を有する者を派遣し、跡地利用の推進を支援しています。派遣する専門家は、アドバイザー、プロジェクト・マネージャー、コンサルタント、の3つに分類されます。アドバイザーは短期派遣で、まちづくり勉強会講師や事業手法の助言等を行っております。プロジェクト・マネージャーは返還跡地等の事業に関する専門知識および経験を有する専門家であり、長期派遣で、関係機関との調整や関係市町村職員の人材育成等を行っております。コンサルタントは短期または長期派遣で、調査や検討等の作業を行っております。関係市町村から専門家派遣に関する相談があった場合は、関係市町村との間を調整して、ニーズに応じた専門家等の派遣に繋げているところでございます。

続いて、本年度のアドバイザー派遣、プロジェクトマネージャー派遣の派遣実績について説明いたします。



アドバイザーについては、沖縄県と宜野湾市が共同で開催した普天間飛行場等における先行取得説明会・個別相談会に対応するために司法書士を派遣いたしました。普天間飛行場の跡地利用の計画策定に向け、沖縄県と宜野湾市は共同で取り組んでおり、先行取得事業についても共同で取り組んでおります。また、浦添市が開催した牧港補給地区VR体験会において、機器操作支援のために技術者を派遣しました。浦添市では、跡地利用に向けた取組へ理解向上を目的として、牧港補給地区の返還後イメージした街並みをコンピュータ・グラフィックスで作成しております。

次に、プロジェクト・マネージャーについては、自治体や建設コンサル会社において、長年沖縄県内の土地区画整理事業に従事した経験者でございまして、恩納村、沖縄市、北中城村、宜野湾市へ派遣いたしました。

恩納村へ派遣したプロジェクト・マネージャーは、恩納通信所跡地利用推進に向けた関係機関との調整や合意形成に関する助言等を実施しております。恩納通信所跡地の一部では、マレーシア企業によるフォーシーズンズホテルの建設が進んでいるところですがプロジェクト・マネージャーはマレーシア企業との調整も行っております。

沖縄市と北中城村に跨るロウワー・プラザ住宅地区におきましては、北中城村側に隣接する返還済みのサウスプラザ地区と一団となって、跡地利用の推進に取り組まれている場所でございます。ここでの土地区画整理事業の事業主体については、地権者が共同して設立する土地区画整理組合とすることで進められており、沖縄市と北中城村にそれぞれ土地区画整理組合設立準備会が結成されています。この地区は行政界が跨るため、二つの設立準備会が組織されておりますが、事業は一体となって取り組むことになっており、関係機関との調整等を円滑に進めるため、沖縄市および北中城村それぞれにプロジェクト・マネージャーを派遣しております。北中城村に派遣しているプロジェクト・マネージャーは同村内に所在するもう一つの返還予定地である喜舎場住宅地区の土地利用計画に関する助言等も行っております。

宜野湾市にはプロジェクト・マネージャー2人を派遣させていただいております。1人は普天間飛行場の跡地利用に関する合意形成の促進を図るため、行政と地主会や若手の会などと調整を行っております。もう1人は西普天間住宅地区跡地や普天間飛行場における埋蔵文化財調査について、宜野湾市職員の指導および今後の文化財保存整備に関する助言を行っております。

続いて、令和7年度のコンサルタント派遣についてでございます。

浦添市への派遣では、先進事例視察調査の支援ですとか、生成AIを活用した意見整理等に関するワークショップがございまして、浦添市軍用地等地主会の若手の会は浦添市と協働し、跡地利用の推進に取り組んでいることもあって、活用している次第でございます。

沖縄市および北中城村への派遣では、先ほど説明しましたロウワー・プラザ住宅地区等の土地区画整理組合設立準備会に対する支援の一環として、設立準備会が募集するまちづくりパートナー選定にかかる検討がございまして、このように、地権者と行政が連携する取り組みにもコンサルタントを派遣しております。専門家派遣事業は来年度も引き続き実施する予定ですので、活用できそうな取り組みがございましたら、関係市町村へご相談いただき、ぜひご活用いただければと思います。

## 跡地利用に関する施策展開等に繋げる講演を実施

### － 支援メニュー「跡地利用推進セミナー」について －

続きまして「跡地利用推進セミナー」でございます。

関係市町村の担当職員や地主会の皆様といった関係者を対象に、跡地利用推進セミナーを実施しております。会場にお越しの皆様の中にもセミナーにご参加いただいた方がおられるかもしれませんが、今年度は昨年8月に浦添市産業振興センターにおいて開催いたしました。

基調講演では北海道大学公共政策大学院客員教授の石井様を講師にお招きして、「駐留軍用地跡地を活かしたまちづくりを考える」をテーマに講演いただきました。まちづくりに求められる新たな視点として歩きたくなるまちづくり、官民が協働するまちづくりなどの紹介がございまして、官民が上手に連携してリスクを分担した事例として、エスコンフィールド北海道を中心としたまちづくりの紹介がございました。日本ハムグループが中心となって、ドーム球場を整備し、球場が所在する北広島市が関連インフラ整備等で支援し、交流と賑わいの舞台となる「まち」を目指している事例でございます。

基調講演に続きまして、宜野湾市基地政策部基地跡地推進課長の嶺井様から西普天間住宅地区の跡地利用の経緯と、まちづくりの事例紹介があったところでございます。琉球大学医学部および同大学病院の整備にあたり、16haもの大規模な用地が必要であったところ、地権者の方々の先行買収へのご協力もあり、用地確保に繋がったことなどの経緯であったり、憩いの場を繋ぐ歩行空間の整備など、現在進行中の取り組みについて紹介いただきました。

2つ目の事例紹介では、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社の鈴木氏から、VRを活用した合意形成支援の事例紹介がございました。これまで事業後の「まち」の姿については、模型や図面といったもので示すことが多く、共有しづらいですとか、専門的すぎるといった課題がありました。この課題への対応として、VRがあり、3D空間の中で様々な検討や検証が可能となり、合意形成のスピード感の向上に繋がるといった紹介がありました。

なお、宜野湾市ではVR技術を用いた西普天間住宅地区の跡地利用後の将来のイメージをお伝えするプロモーションビデオを公開しております。ぜひともご覧ください。

## プロモーションビデオ

### 「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地）跡地利用計画 PV」

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=LGvb-rCUCpk>  
(以下の QR コードを読み込むと当該 YouTube 動画へジャンプします。)



このVR映像はイメージであり決定したものではありません



スキャン

## 先行事例を通じて視野の拡大や知識向上を図る

— 支援メニュー「視察研修会」について —

続いて、「視察研修会」についてご説明いたします。

まちづくりの先行事例を学ぶことを通じて、関係市町村等の職員に視野の拡大、知識の向上、市町村間の連携構築を目的として昨年11月に2日間にわたり視察研修会を実施したところでございます。

1日目は大阪市の梅田貨物駅跡地のまちづくりである「うめきたプロジェクト」を視察しました。ここでは「みどりとイノベーションの融合拠点」を目指しており、「ナレッジキャピタル」と称するオフィス、会議場、展示場が一体となったイノベーションを創出する中核施設の整備を終え、まち全体を公園・緑地といった「みどり」で包み込む「まちづくり」が進められている事例であります。

2日目は、姫路市の「姫路駅周辺整備事業」を視察しました。姫路駅からは白鷺城(しらさぎじょう)と呼ばれる姫路城を望むことができます。ここでは駅前広場等の整備といった歩行空間を確保するインフラ整備が進められています。インフラ整備に加え、姫路市では「姫路市ウォークブル推進計画」を策定し、計画的なトランジット・モールの実施および仕組みづくり等を通して、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に取り組んでいるところであります。

## インタビューやマンガにより跡地利用をわかりやすく解説

— 支援メニュー「広報活動」について —

続いて、「広報活動」についてご説明いたします。

跡地利用の機運醸成や合意形成の促進のツールとして広報誌「まちプランナー」を令和2年度から5年度まで4年間、年1回発行したところでございます。1冊あたり20ページ程度で、前半がインタビュー記事、後半がマンガで構成されており、読みやすくなっておりますので、ぜひご覧いただきたいと思ひますし、周りの方々の理解増進にも活用いただければと考えております。

令和2年度の創刊号では当時の土地連会長の又吉信一様にインタビューのご協力をいただいたところでございます。又吉様からは、宜野湾市とともに、西普天間住宅地区跡地利用計画の合意形成に参画された経験を踏まえ、「地主会は協働でまちづくりに参加するという役目がある」と述べられております。返還後の補助金であったり、先行取得など、制度の理解が不十分だとなかなか跡地利用が進まないということですか、「まちづくり」が住民と自治体と一緒にやっていくものであること、長期的なビジョンで取り組むことが大切であること、若手の育成など、返還前に議論しておくこと、これらには非常に大きな意味があるんだということをおっしゃられたのが印象的でした。

令和5年度の最終号では当時のチームまきほ21委員長の宮城政司様からインタビューのご協力をいただきました。2012年に設立されたチームまきほ21は浦添市軍用地等地主会の若手組織として合意形成活動を担っておられます。宮城様からは試行錯誤しながら活発なチームづくりに取り組み、浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会にメンバー3人が入ることができたといった活動内容のほか、「目標は、50年後を見据えた浦添市の環境づくり」と、抱負も述べられております。

このようなインタビュー記事のほか、跡地利用計画策定までの流れやまちづくりの手法である土地区画整理事業をわかりやすく解説する連載マンガも掲載してございます。

このページのQRコードから「まちプランナー」各号が閲覧できる沖縄総合事務局のホームページに移動できます。スマートフォンでも閲覧できますので、ぜひご覧いただく、あるいは周りの方にご紹介いただけますと幸いです。

## 広報活動



跡地利用の機運醸成及び合意形成の促進を図るべく  
広報誌「まちプランナー」を発行(計4冊、令和2年度～令  
和5年度)、令和6年度にはスマートフォン対応版も掲載。



◀「まちプランナー」の各号が閲覧できる  
沖縄総合事務局のホームページに移動  
します。



地権者会、若手の会のインタビューも掲載



以上が沖縄総合事務局で実施している市町村支援事業の取組概要でございます。

## 跡地利用特措法に基づく制度を活用して、迅速な跡地利用を

### — 跡地利用の事例とこれまでの課題 —

最後に、主な跡地利用の事例をご紹介します。直近の事例としましては、北中城村のAwase Golf Course地区が挙げられます。2015年4月にイオンモール沖縄ライカムが開業したことに伴い、「街びらき」を宣言しました。また、2016年4月には中部徳洲会病院が開院しました。北中城村と地権者組織が連携して、土地区画整理事業や企業誘致に取り組み、結実したということだと思います。沖縄総合事務局におきましても先ほどご説明しました専門家派遣事業として、2006年度から2012年度までプロジェクト・マネージャーを派遣するなど、北中城村を支援させていただきました。

跡地利用を考える上でよく引き合いに出される事例として、那覇新都心の取り組みが挙げられます。開発後の経済効果は返還前に比べて飛躍的に伸びていると言われておりますが、那覇新都心の開発は順調に進んできたわけではありませんでした。1973年の返還合意から、土地区画整理事業の終了まで33年という長きの年月を要しております。施工期間は1992年から2005年まで、当時は現在の跡地利用特措法のような法律に基づく跡地利用に関する制度がなく、施行に当たっては大変ご苦労されたのではないかと思います。

私どもは跡地利用特措法に基づく制度を活用して、迅速に跡地利用に取り組んでおりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

最後になりますが、令和8年度予算のご紹介の際にも少しお話ししました通り、県内では経済界を中心に「GW2050 PROJECTS」構想の検討が進められております。

同プロジェクトでは令和6年度にランドデザインが策定され、令和7年度においてはランドデザイン



に基づき、那覇港湾施設、牧港補給地区および普天間飛行場の跡地開発における機能分担と役割の明確化および那覇空港の機能強化を図るとともに既存産業・成長産業の具体化と実行計画の策定、空港を拠点とした基幹交通の段階的な導入のあり方を検討し、「GW2050成長戦略」として取りまとめられる予定でございます。

政府としても、当該構想の早期実現に向けた取り組みなどの沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進することとしており、同構想も踏まえた、沖縄県内における跡地利用推進の取り組みが今後より深化していくことが期待されているところでございます。沖縄総合事務局としましては、こうした状況も踏まえつつ、今後とも皆様のご意見等を賜りながら、沖縄の振興に繋がるよう跡地利用に取り組んでまいります。

私からの説明は以上で終了とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

## 特別講演 「普天間飛行場跡地利用計画に関する 取組状況について」

宜野湾市長

佐喜眞 淳 氏



宜野湾市長の佐喜眞淳でございます。本日は私ども宜野湾市が取り組んでいる普天間飛行場跡地利用計画に関する取組状況についてご講演する機会をいただき、照屋会長をはじめ、皆様方に心より感謝を申し上げます。

今回のテーマ「普天間飛行場跡地利用計画に関する取組状況について」以外にも西普天間住宅地区のお話もさせていただきたいと思っております。先ほど基調講演でもお話のあったGW2050 PROJECTSが、宜野湾市、浦添市、那覇市、そして経済界の構成でスタートし、現在進められているところでございます。そのあたりのお話もさせていただき、最後に私どもが取り組んでいる普天間未来基金についてのお話をさせていただきます。

また、本日お集まりの皆様は宜野湾市民以外の方も多くいらっしゃいます。内容によっては、宜野湾市民にしか馴染みのないお話が出てくるかもしれませんけれども、ご容赦いただければと思います。

私は宜野湾市長を2期務め、途中、沖縄県知事選挙に2回出馬しました。出馬の背景には、普天間の問題を解決しなければならない、という想いがございました。私の力不足で知事選挙には落選しましたが、私と共に頑張っていたが、私の後を継いだ松川正則前市長が2期目の途中、東京での公務中に突然他界され、その後の市長選挙で再び私が市長に当選することとなりました。

私自身は松川前市長の市政を継承し、そして「宜野湾がいちばん」である、ということに10万人以上の市民の方々にお伝えして、それが実感できるようなまちづくり、あるいは人づくり、未来づくりを行っていききたい、そういう想いで、普天間飛行場の跡地利用に関する取組状況についてお話をさせていただきます。この取組をめぐっては、仲村春松会長を始め、宜野湾市軍用地等地主会の会員の皆様方には大変お世話になっており、前会長の又吉信一さんにも1・2期目の市長時代に大変お世話になりました。

西普天間住宅地区や普天間飛行場をめぐると問題については、地主会の皆様とともに様々な要請行動等を行ってまいりました。今となっては非常にいい思い出でございますが、そうしたプロセスを経て、西普天間住宅地区の返還が実現できました。改めて宜野湾市軍用地等地主会の皆様方には感謝を申し上げますとともに、これからも行政に対するご理解とご協力をお願いしたいと思います。

### まちなど真ん中に位置する普天間飛行場

— 宜野湾市と米軍施設・区域の概要 —

まず、宜野湾市の概要についてご説明させていただきます。人口は令和8年1月現在、10万243名。面積は19.8km<sup>2</sup>と県内の市の中では3番目に小さい面積規模でございます。そのうち普天間飛行場が占める割合は4.758km<sup>2</sup>で市面積の約24%、キャンプ瑞慶覧の1.063km<sup>2</sup>を含めると市面積の約29.4%を米軍基地が占めております。

普天間飛行場は、まちなど真ん中に位置し、航空機事故の危険性や騒音被害など、基地から派生する被害により、市民生活に深刻に影響を及ぼすことから、効率的なまちづくりを進める上で阻害要因となっております。実は今年、普天間飛行場が返還合意されて30年目の節目の年でございます。返還合意の年から比較すると、人口も大幅に増えており、その分のまちづくりの阻害要因も大きくなってきております。

時代背景的に言えば、普天間飛行場問題の原点は、米軍の兵士による少女暴行事件、それを受けて県民の怒りが県民大会などを通して表面化してきたことにあります。そして、当時のクリントン大統領と橋本総理によって、県民が一番望むことは基地負担軽減の象徴でもある普天間飛行場の返還である、とされ、1996年に返還が合意されました。私はその原点を忘れることなく、危険性の除去および基地負担軽減、それを一刻も早く実現する、そして一日でも早く、閉鎖・返還を実現をしつつ、返還までの間に危険性の除去など、あらゆる方策を講じながら市民のために取り組んでいきたいというのが、現在の心境でございます。



### 返還合意から30年、どんどん延びる返還時期

— 返還計画の変遷とこれまでの取組経緯 —

続いて、普天間飛行場をめぐるとこれまでの取組経緯についてお話をさせていただきます。

まず、平成8年12月に「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告によって、「今後5年乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」と合意されました。それを受けながら、平成18年に宜野湾市と沖縄県の共同で「普天間飛行場跡地利用基本方針」を策定しました。

平成18年5月には、「日米安全保障協議委員会(2+2)」の「在日米軍再編協議最終報告(日米ロードマップ)」において、普天間飛行場の代替施設の建設は「2014年までの完成を目標」とすることが合意されました。つまり、「5年乃至7年」とあったものが「2014年まで」を目標とすることが示された、ということでご

ざいます。

しかしながら、そこからさらに、平成23年6月には「普天間飛行場移設・移転の2014年の目標を見直し、出来る限り早く完了することを確認」となり、返還時期が延びることが示されました。その後、平成25年3月に沖縄県と共同して、「全体計画の中間とりまとめ」を策定してまいりましたが、その年の4月に日米両政府による「統合計画」において、普天間飛行場や浦添市の牧港補給地区、あるいは那覇港湾施設などを含めて、嘉手納飛行場以南の1,000haに及ぶ米軍施設の返還合意がされ、その計画において普天間飛行場は「2022年度またはその後」と返還時期が公表され、さらに返還は遅れることとなりました。

このように返還時期がどんどん延びております。こうしたことから、令和4年に2回目の「全体計画の中間とりまとめ」を策定し、その計画に基づいて様々な検討を進めている状況でございます。

宜野湾市では、まちのど真ん中にある普天間飛行場返還合意の原点は危険性の除去、基地負担の軽減である、ということで毎年20ページ程度のパンフレットを作成しております。騒音問題などははじめとした普天間飛行場の現状を理解していただきたい、という思いで、できる限り多くの方々にお渡ししております。

返還合意から30年、極めて残念ながら幾度となく返還期日に変更されました。また、令和6年の政府見解では、代替施設の工期等を加味すると返還までに12年はかかるというお話でございました。工事が約9年半、そして移転のための手続きなどを含めて概ね3年、よって12年の年月がかかる。それが示されたのが、一昨年の1月頃ですから、あと10年ぐらいで返還される見通しであると期待しております。

本日、基調講演いただいた沖縄総合事務局の皆様や沖縄防衛局の皆様もいらっしやっておりますので、ぜひこの返還を実現できるよう、お力添え、ご支援をいただきたいと思っております。

## 有識者と地権者の意見を反映させた具体的検討へ

### — 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた検討体制 —

次に、跡地利用計画に係る取り組み状況として、全体計画の中間とりまとめ(第2回)において示された配置方針図とイメージについてご説明いたします。なお、現段階で推定される跡地の現状に基づいて作成したものであり、土地利用や道路ルートなど確定したものではありませんことを申し添えます。

計画では、まちの中心に大規模公園エリアを配置し、振興拠点ゾーンや都市拠点ゾーン、居住ゾーンなどを想定しながら配置方針の検討を進めているところでございます。

あくまでもイメージではございますが、大規模な跡地を進めるために大変重要なことの1つに関係地主等との合意形成があります。普天間飛行場の場合は9割以上が民有地でございますから、地権者の皆様

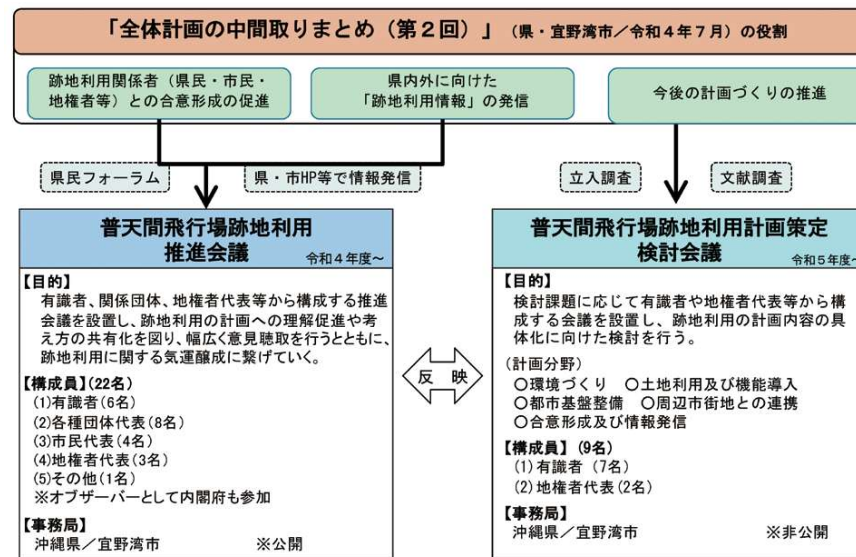


方のご理解、ご協力がないとなかなかうまくいかないところがございます。今回は私どもが策定をしたイメージをお示ししておりますが、これから先、様々な方々のご意見も受けながら、しっかりと跡地利用の計画に向けて取り組んでまいります。

あと、個人的な意見ではございますが、私が1期目のときに、普天間飛行場が返還された後に、太平洋から昇る朝日を見て西海岸に沈む夕日が眺められる、東京タワーのような大きなタワーを配置するには、どれぐらいの高さが必要かということに関係部署に確認したことがあります。確か、その時は120mぐらいあれば見える、というような話でございました。灯台のような形で跡地利用の一つのシンボリックな建物を造って、ウチナンチュが世界に羽ばたき、沖縄に戻る際にこのタワーを目指して帰ってくる。あるいは沖縄を訪れる海外の方々も朝日も見えて夕日も見える、跡地利用では万国津梁の塔として実現したいと考えております。

普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けては、いくつかの会議体が必要であるということも含めて、ご紹介をさせていただきます。「跡地利用関係者(県民・市民・地権者等)の合意形成の促進」および「県内外に向けた『跡地利用情報』の発信」の取り組みとしては、「普天間飛行場跡地利用推進会議」を開催しております。また、「今後の計画づくりの推進」の取り組みとしては、有識者と地権者代表で構成する「普天間飛行場跡地利用計画策定検討会議」を開催しております。双方の意見を反映させながら、全体計画の中間とりまとめ(第2回)の内容について具体的に検討を進めていくという流れでございます。

跡地利用推進会議につきましては、2月12日に開催したばかりで、各委員から活発な意見を頂戴いたしました。合意形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。



## 項目毎に目標を定め、重点的に取り組む

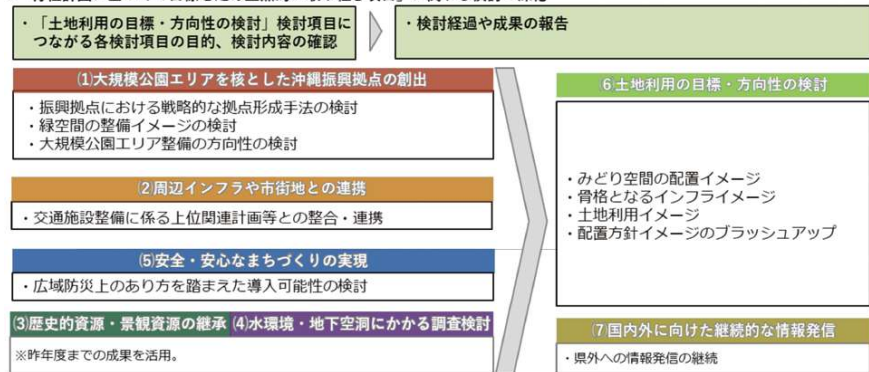
### — 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組内容 —

続いて、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた現在の取組内容についてご説明いたします。検討を進めるにあたり、「目標を定め重点的に取り組む項目」として7項目に分けて作業を進めております。

1つ目が「大規模公園エリアを核とした沖縄振興拠点の創出」でございます。ここでは、振興拠点における戦略的な拠点形成の検討や、緑地空間の整備イメージの検討などを行っているところでございます。2つ目が「周辺インフラや市街地との連携」でございます。ここでは交通施設整備に係る上位関連計画等との整合・連携に関する検討を行っております。3つ目の「歴史的資源・景観資源の継承」と4つ目の「水環境・地下空洞にかかる調査検討」については、現時点で基地内への立ち入り調査ができないため、既存の文献書などから調査を進めているのが現状でございます。5つ目が「安全・安心なまちづくりの実現」につきましては、広域防災拠点や地域防災について検討しているところでございます。6つ目の「土地利用の目標・方向性の検討」については、緑空間の配置や骨格となるインフラなどをイメージしながら配置方針をブラッシュアップしているところでございます。7つ目の「国内外に向けた継続的な情報発信」については、イメージビデオの作成や各種イベントなどにおける情報発信を行っております。

地権者や市民、県民の意向醸成の取組については、様々なイベントや意見交換の場などを通して、若い世代や多種多様な世代の人材探し、人材育成などを進めながら、将来を担う市民等組織の強化、活動の活性化など、意向醸成を図りながら、跡地への機運を高める取組を進めているところでございます。地権者向けの勉強会を年に数回、市内の小学校への出前講座、沖縄国際大学とコラボした企画などまちづくりの講座の開催、市内各種団体との意見交換会や大型ショッピングセンターにおいて小学生などが描いた跡地利用に対する構想、夢などに関するパネル展などを行っており、市民、県民への周知に取り組んでいるところでございます。

▶ 行程計画に基づく「目標を定め重点的に取り組む項目」に関する検討の深化



## まだ3割程度足りない公共用地

### — 普天間飛行場の先行取得事業について —

続いて、駐留軍用地先行取得事業について、ご紹介させていただきます。

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）」の第13条では、跡地利用において、市役所庁舎や消防署、警察といった公共施設のために必要な土地については、先行取得ができるものと定められております。宜野湾市では内閣府の予算を活用して積極的に駐留軍用地の先行取得を進めております。普天間飛行場に関して、宜野湾市に必要な取得目標面積は特定事業の見通しとして小学校、中学校、幼稚園、児童館、市役所庁舎などを合わせて28.8haでございまして、これまでの実績として、19.75haを既に取得してございまして、率としては68.6%、金額でいえば約125億円になってございますが、目標までまだ3割程度足りておりません。これも内閣府の沖縄関連



予算にある先行取得事業の形で概ね68億円という予算配分の中から宜野湾市の先行取得事業として、普天間飛行場やインダストリアル・コリドー地区など含めて、地権者の皆様方のご理解とご協力を得ながら、買取作業を行ってございます。ぜひ皆様方にもご協力を賜りたいと存じます。

現実的なお話をいたしますが、普天間飛行場の令和7年度の1㎡あたりの買取単価についてでございます。宅地だと8万3,100円、宅地見込地だと7万2,800円でございます。軍用地料の約40倍でございますが、国の指定を受けた特定駐留軍用地となりますので、土地を売却する場合、譲渡所得に対し、最高5,000万円の特別控除が受けられますので、ぜひ宜野湾市に土地をお譲りいただければと思います。

繰り返しの案内となってしまいますが、普天間飛行場跡地を有効活用するためには、特定事業として先行的に土地を取得しなければならず、約3割の公共用地が普天間飛行場の跡地には追加が必要でございます。ご協力いただけます方は市または県の担当部署にお問い合わせいただければ対応させていただきます。

跡地利用計画策定に向けた今後のスケジュールでございますが、令和8年度より全体計画の取りまとめ（骨子案）を作成し、令和9年度には全体計画の取りまとめを策定、返還スケジュール次第で変動しますが、令和10年度以降につきましては、跡地利用計画案の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

## 3つの米軍施設から日本を牽引する沖縄の経済拠点へ

### — 「GW2050 PROJECTS」について —

これまで説明してきましたのは、宜野湾市と政府と沖縄県で取り組んできた普天間飛行場に対する跡地利用計画策定に向けての取組状況でございますが、「GW2050 PROJECTS」が最近メディアでも話題になってございます。この協議会について少しご説明させていただきます。沖縄県内の経済界が中心ではございますが、那覇港湾施設のある那覇市、牧港補給地区のある浦添市、並びに普天間飛行場のある宜野湾市の3市が協議会へ参画をし、経済界、那覇市、浦添市、宜野湾市で構成する協議会が「GW2050 PROJECTS」でございます。この協議会についてご紹介させていただきたいと思っております。

「GW2050 PROJECTS」では、先ほど申し上げた今後返還される3つの米軍施設に対する跡地利用を1つのゾーンとして、3市に加え、県経済界も一体となって、連動性のある跡地利用の検討を目指しています。GW推進協議会では、那覇空港から普天間飛行場に至るまで、西海岸地域を「価値創造重要拠点」として位置づけ、それぞれの返還予定地の跡地開発における機能や役割を検討するとともに、2050年まで

に名目県内総生産を4.9兆円から2050年までに11兆円へと飛躍的に伸ばそうと、1人当たりの県民所得を254万円から624万円へと引き上げる、などの目標を掲げており、日本を牽引する沖縄の経済発展を目指して調査、検討を行うことがこの協議会の大きな目的の1つでございます。本市といたしましても、GW推進協議会において調査、検討される内容も踏まえながら、普天間飛行場の跡地利用計画を策定してまいりたいと考えております。

## 跡地利用には様々な角度からの検討・提案が必要

### ー 西普天間住宅地区の跡地利用について ー

次に、小八木局長からお話もあった西普天間住宅地跡地について、私からも少し説明させていただきたいと思います。西普天間住宅地区の拠点返還地指定は県内初でございます。私は当時、市長でありましたけれども、政府に対し、普天間飛行場を含め、今後返還されるこれらの地域がモデル地区となるように政府の支援をお願いしたいというようなことを当時の安倍総理、菅官房長官にお願いして、返還が実現したのが平成27年3月。そして地権者への土地の引き渡しが平成30年3月ですが、そのプロセスの間に様々なことを要望させていただきまして、支障除去については、防衛省、防衛局の皆様方に本当に誠心誠意、取り組んでいただいたおかげで、概ね予定通り行うことができました。また、国際医療拠点から沖縄健康医療拠点という形で、琉球大学医学部、同附属病院が移設されましたが、その土地の取得や、あるいは制度を含めながら様々なことを、琉球大学の関係者の皆様と宜野湾市、あるいは沖縄県で政府に要請をし、去年、開学、開院できました。ここで私が一つ強調したいことは、市道喜友名23号でございます。琉球大学の医学部と病院は、予算として1,200億円ぐらいかかりました。これを実現できたのも政府の支援の



のおかげだと考えております。改めて内閣府や防衛省を含め、政府の関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

この市道喜友名23号の何が特徴的なのかというと、道が米軍施設の上を通るという点です。防衛局や防衛省、政府の関係者の方々は米軍に対して様々な交渉を重ねながら、この道路をつくるためにご尽力されたと思います。令和7年2月に供用開始されておりますが、その間のプロセスは本当に大変だったと思います。返還された西普天間住宅地区は県道でしか交通アクセスができなかった。それでは返還された場合の地権者あるいは利用する方に大変不便が生じる。少しでも交通体系を良くするために、国道58号にアクセスできるようお願いした結果、米軍施設の上を通る橋を作っていただきました。

私はこのことから、跡地に対して大切なことは、様々な角度から様々なことを考えることであり、提案をし、できる、できないは検討した後判断してもらえばいいと考えます。そういう意味では、政府の支援というものは非常にありがたく、西普天間住宅地区に国道58号との交通アクセスができたということは、当時の市長として、極めて感慨深く、本当に感謝に耐えないところがございますので紹介させていただきました。西普天間住宅地区はこれから区画整理事業に入りますので、今後の動向に注目いただきたいと思います。

次に、西普天間住宅地区の全体像についてご説明いたします。現在、琉球大学病院側の道は開通しており、喜友名23号を通り、58号線に繋がっております。区画整理事業はスタートしたばかりで、住宅などを含めてこれから建設をさせていただきますが、実は、皆さんよくご存知のファーストフード店が既に営業しており、賑わっているように見受けられます。

西普天間住宅地区のまちづくりもこれからではございますが、もう一つだけ、普通の街にはあるものが西普天間住宅地区には、ないんです。何だと思いませんか。答えは「電柱」です。電柱を全て地中に埋めるというコンセプトで今まちづくりを行っているのが西普天間住宅地区でございます。

## 将来の跡地利用に向けた「人材育成」を

### ー 「普天間未来基金」について ー

ここで改めて強調させていただきたいんですが、跡地利用というのは、ある種の「夢」だと私は思うんです。跡地利用をするためには、その前に米軍施設を返還してもらわなければなりません。先ほどの「GW2050 PROJECTS」もそうですけども、普天間飛行場が、牧港補給地区が、那覇港湾施設がいつ返還されるのか。統合計画において、普天間飛行場は「2022年度またはその後」、牧港補給地区は「2025年度またはその後」、那覇港湾施設は「2028年度またはその後」、という形で一応の返還時期は示されています。今は2026年でございますから、普天間飛行場、牧港補給地区は「その後」であることはわかりますが、もしも嘉手納飛行場以南の1,000haに及ぶ米軍施設が一気に返還された場合、それは嬉しい反面、跡地利用するためにまず防衛局、防衛省が支障除去を行い、その間、地権者は補償金、給付金の形で補償されるわけですが、そこに大きな予算が伴ってきます。

そして、跡地利用にも予算を伴いますので、まとめて返還、跡地利用となると国もなかなか厳しい財政状況になると思います。そうしたことも踏まえて、私はこれからも跡地利用に向けての考え方や県民の総意というものをしっかりと醸成する必要があり、そういう意味で「人材育成」は極めて重要だと思います。

そこで、私どもは宜野湾市にしかない基金「普天間未来基金」を制度化いたしました。これはどのような基金かという、駐留軍用地の返還後の跡地利用の推進に向けて、将来の財政需要に備えるために、返還後の跡地利用を見据えた取組みおよび本市の未来を担う人材の育成などのために、平成29年に創設したものです。多くの方々からご寄付をいただいた予算を基金として財源にしながら、子どもの学習・生活支援事業や中学生の短期海外留学派遣事業など、子どもたちへの投資という形で、海外への留学費用

や生活支援などに充て、子どもたちが少なからず次のステージに行けるよう支援しております。先日も、普天間高校の生徒さんが来庁されて、文化祭での売り上げの剰余金の使途について生徒間で議論したときに、私どもの「普天間未来基金」にたどり着いた、として寄付金の贈呈式を行いました。



### — おわりに —

西普天間住宅地区でも返還から10年経って、ようやく琉大病院ができました。その10倍もの面積に及ぶ普天間飛行場について考えたときに、どれだけの時間がかかるでしょうか。まちをつくるためには、2、30年というのは容易に考えられるような時間軸ではないでしょうか。その間、我々は歳をとっていき、若い人たちはどんどん成長します。普天間飛行場の跡地を手がけるのは、今生まれたばかりの子供たちが30歳、40歳になり、我々の取り組みを具現化する世代かもしれない。そういう意味で、今からでも人材育成のためにしっかりとした環境とチャンスを与えるという意味で、「普天間未来基金」を創設させていただいております。皆様ぜひ、子どもたちの未来のために「普天間未来基金」へのご協力をお願いいたします。

以上で、私の普天間飛行場の跡地利用に関する講演を締めさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

### MEMO

## 「土地連セミナー2026」報告書

---

2026 (令和8) 年3月

---

発行 一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会 〒904-0103  
沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目6番29号  
電話 (098) 923-2258  
FAX (098) 923-2257

---

編集・印刷 新星出版株式会社 〒900-0001  
沖縄県那覇市港町2丁目16番1号  
電話 (098) 866-0741  
FAX (098) 863-4850

---



共済セミナーの資料(報告書)は本会ホームページのトップ「土地連・地主会からのお知らせ」にてご確認いただけます。

土地連

検索

スマートフォンでかんたんアクセス

<http://www.okinawa-tochiren.jp>

